

令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関するQ&Aの更新について

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、厚生労働省、国土交通省等とも調整し、利用可能な交通機関が整理され、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和4年1月7日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関するQ&A
の更新について(周知)

令和4年度の専修学校専門課程(以下「専門学校」という。)入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「令和4年度専門学校入学者選抜について」(令和3年6月4日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)や「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度専門学校入学者選抜の実施について」(令和3年12月28日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)を踏まえ、適切に対応することとしており、各実施者に取組の継続や更なる推進をお願いしていたところで

す。
今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関が整理され、「令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関するQ&A」が更新されましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

- 令和4年度大学入学者選抜実施要項

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_daigakuc02-000005144_1_1.pdf

- 令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和3年10月11日更新）

https://www.mext.go.jp/content/211228_mxt_daigakuc02_000005144-3.pdf

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A
（令和3年9月10日、令和4年1月7日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2（2）④のiii）に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。